

福島県個人情報保護審査会規則をここに公布する。

令和五年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十六号

福島県個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定に基づき設置される福島県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問)

第二条 条例第三条第一項の実施機関による、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律五十七号）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問は、審査会に対して行うものとする。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審査会の会議の議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会の議事について特別の利害を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該議事に係る調査審議に参加することができない。

(意見陳述の申立て)

第五条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十五条第一項本文の規定による意見の陳述の申立てについては、書面により行うものとする。

(提出資料の閲覧)

第六条 行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による閲覧又は交付の求めは、書面により行うものとする。

- 2 審査会は、前項の求めがあったときは、書面によりその諾否を回答するものとする。

(会議録の作成)

第七条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催の日時及び場所

- 二 出席者の氏名
 - 三 会議に付した事案の件名
 - 四 議事の概要
 - 五 その他必要な事項
- 2 会議録は、会長が署名して確定する。
 - 3 会議録及び審査会の審議資料は、公開しない。
(庶務)

第八条 審査会の庶務は、総務部文書管財総室文書法務課において処理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法律及び条例の規定により審査会が行う調査審議等に係る庶務は、当該各号に掲げる条例を所管する課において処理する。
- 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）及び福島県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福島県条例第七十号）
 - 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号）
(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 福島県個人情報保護審査会規則（平成七年福島県規則第十四号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 前条の規定の施行の際現に旧規則第二条の規定による会長である者は、第三条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行の日における会長とみなす。